

東芝は差別争議の早期解決をはかれ

会社は違法な労務管理を改め
自ら定めた東芝事業行動基準を職場に生かせ
許せない、組合活動や思想信条で差別し、
仕事で成果あげても勤労課がマイナス査定

岡村社長は、東芝事業行動基準を守り
東芝争議を早期に解決せよ。
法令遵守はもとより、基本的人権を尊重し、
差別的取扱いを行いません。（東芝事業行動基準）

岡村社長は、国連グローバルコンパクトを
実践し人権侵害、差別をやめよ
国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、
尊重する。人権侵害に加担しない。
(東芝も参加している国連グローバルコンパクトより)

いま、企業には社会的責任を果たすことが求められており、東芝も97年に事業行動基準を「国際標準」にあわせて改定しました。しかし、この基準は職場の中で十分に生かされているでしょうか。差別はなくなつたでしようか。

95年に神奈川県内4事業所の10名が労働委員会に申し立てた組合活動による差別是正の訴えは全面的に認められ、労働委員会は01年に東芝に差別是正を命じました。

しかし、会社がこれを守らないため、早期に差別是正を実現することをめざして9名が追加申立てを行い、同時に東京・神奈川の30名が、岡村正社長に差別是正を申し入れ、差別をなくす運動の輪を大きく広げています。

いま行われている労働委員会の審理では、会社の違法な労務管理と賃金、資格・等級格付け差別の実態が、次々と明らかになっています。

組合活動への会社の支配介入と 差別をなくし
明るく働きやすい職場をつくろう

労働組合法では、労働組合の活動や役員選挙にたいする会社の介入は禁止されています。勤労部秘密報告書には、「京浜同志会」について次のようないいきが載っています。

「…部下の指導育成に努める一方、日共の組織活動に対抗し…健全派のグループの一つとして活用」
（代議員42名中シンパ1名が当選したほか体制派が圧勝した）

そして今年の京浜同志会総会では、京浜事業所長、総務部長ら会社幹部と一緒に、労組から京浜支部委員長ら三役、元委員長の横溝氏（現横浜市議・総務部参事）も参加しています。

差別争議を解決していないのは東芝だけ

電機大手で差別争議が続いているのは東芝だけです。会社は、労働委員会の差別是正命令を厳粛に受けとめ、履行すべきです。皆さんの大いなる支援をお願いします。



職場の現役・OB・支援者が団結し、明るくたたかう東芝の職場を明るくする会（神奈川地労委隣の公園）

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会(東芝の職場を明るくする会)

Tel & Fax : 044-533-1408
〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル